

高九拾九貫五百四拾匁九分四りん。

右は御上米駄賃銀御取立に相成申候。

一、永三百六拾匁 入木足米銭

一、同三拾文

同閏月銭

右之人木足前銭と申は、物成三拾貳石百姓宅軒に付新式荷宛御台所に品済に御座候。依之諸郷野山御渡に被遊申候。然る所慶長十二年之頃田沢村にて郡中の運定願出被申候。依て御上にて御評定之上百姓方迄右之趣委曲被仰聞、尤御国之益道にも相成事故右願相叶有之、御城下用水に流し入に御済口に被下置百姓方一統入木足米銭名付代納被仰付申候。

一萬治二年附益免之義は寛文四年屋形様御半地に被為成給ふ時、諸家中一統半地御借上に罷成、隨て百姓方迄右之心得にて御詮儀之上、段々勝手能村々又は山難き河添にて格別之上り有村方を勝れ、宅屋より三厘八毛迄追免被仰付申候郡中一統にて無御座候。此銀高三拾五貫九百五拾匁余り。一常伏子分之義は先年蒲生飛彈正様御國領主之節百姓どもの拝借金也。然るに飛彈正様御國替罷成其後は直江山城守様御城代にて右金子引替に被遊候故年追て御取立に被仰付候得共、根元より困窮百姓にて元利御替納いたし兼元休奉願上候所、御恵にて願之通相済、慶安二年之秋常伏名付永久御利足斗り。但し三割之御取立也。

一口米口銭と申すは、先年半水済に被成下候節、御本納米銀掛り足にして御取立に相成、御代官所都て百姓御扱之諸役入御役科に右之通御取立被成申候。

一村々肝煎小走給恩之義は往古より御上にて被成下者に御座候。是は直江山城守様郷中諸口御定之節村々の物成にして給恩程御差引被成下申候。定法は千石に付物成三拾貳石百姓宅人半宛之定法に御座候得共村方により八百石にも宅人半又は千貳三百石にても右之通御引方も御座候故、一統定法には不同可有之候。但し上杉様御代に相成御改新帳に被遊候節も先法之通に相成に付、御引方に相済候得とも、末世之人々知れるからず。然れども只今も肝煎小走給恩之義は御物成御引方に相成居申候以上。

右之通御國伝來之諸口御年貢

奥書伝受仍而如件

終

註 ① 句読点は筆者がつけた。

② 片假名は平仮名に改めた。但し「と」は「被」に統一した。

③ うはにしてと改めた。「而」もてと改めた。がはよりと改めた。

④ 括弧のない振假名は原文通り。

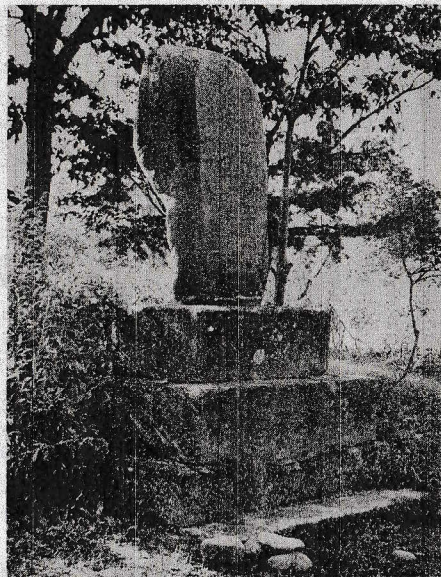
(芳賀記)

香坂先生生碑について

下平才次

一、はしがき

香坂昌志先生が今年の初め尋ねてきて、私の曾祖父の生碑が市内塩井町字原口にある、その碑文を調査してもらいたいと依頼された。お話によれば、先生の家は旧藩時代には米沢明神堂町にあったが、明治五年、先生の曾祖父、香坂全昌先生が原口に移住され、その後、昭和三十七年、昌志先生が市内片五十騎町に転住されるまで約九十年間、原口に居住された。全昌先生は原口居住後、明治十四年十二月まで塩徳小学校、徳正学校等の小学校に勤務された。明治十五年以後は東置賜郡川樋村、小岩沢村戸長、その他の戸長を勤務し、同十九年二月辞職された。その後は家庭にあつて近郷の青年を集め、その教育に専念された。先生の石碑の、台石の正面に「門弟中」、左右には建碑の世話人、発起人の氏名、即ち



香坂先生生碑 (市内塩井町原口)

世話人として高橋平太、江口熊蔵、平田源四郎の各氏、發起人として井上味之助、須藤周弥、池田甚四郎、大竹孫介、伊藤庄造、吉川丑蔵、金沢又四郎、平田安馬、我妻龜次、佐藤勝三郎、原林蔵、高橋平四郎、萬代長太郎、伊藤文蔵、大久保力、上村三四郎、高橋広次郎、古川兵蔵の各氏の氏名が刻まれている。この石碑は先生存命中の明治二十一年九月、原口西端松ヶ根橋近くの萬代商店西側に建設されたものである。その後、道路改修の時、香坂先生の庭内に移され、昭和三十七年七月、昌志先生が片五十騎町（現、松が岬二丁目四番二十号）に居宅を新築して引越される時に石碑も移す予定であった。しかし、原口部落の人人は石碑は自分達で祭りしたいから是非残してほしいと要望されたので残し、その時に石碑は萬代商店東側小路を少し南に入ったところの部落共有の子供の遊び場に移転されたものである。ここには他に水天宮や大宮神社などもまつられている。その後、部落では毎年春、桜の花時に香坂先生を招待して先生の石碑の前でお祭りをし、先生の遺徳をしのいで心を新たにしているとのことである。

先生の生碑は遊び場の西南隅に北面し、凝灰岩を三段に積み重ね、台石の高さは約九十cm、その上に巾約五十三cm、厚さ約四十三cm（最も厚い所）、高さ約百三十cmの安山岩の自然石が竿石で、その前面は平らに削られ、そこに伊佐早謙先

生撰文並びに書で碑文が刻まれている。今回、拓本とりの時お世話になった原口の平田幸一氏が予めブラシで碑面の塵埃等を取除いて下さったが、少し磨減したところもあり、拓本にしたが十分に読めないところもあった。なお、碑文を理解するには香坂家の家系大略、全昌先生の略歴等が必要と思われるので、次に「香坂氏系図」から抜萃することにした。

二、香坂家について

香坂家は清和天皇の後裔である。清和天皇の第五皇子、貞保親王の孫、善淵、始めて滋野姓を賜わり、その十三世は落合小次郎幸満（諸士略系譜には幸海とあり）である。その十余代の後裔が香坂左馬頭入道祐昌である。この人は槍の達人で、信州佐久郡岩村田の内、中香坂城に住んだので香坂を氏としたものである。信州村上氏の幕下に属していたが天文十六年、村上義清が武田晴信と戦って敗れてから武田家に従属した。その孫、能登守定昌も中香坂城に住んで武田家に従属していたが、天正十年三月、武田勝頼は織田氏に滅ぼされたので定昌は上杉家の家臣となった。その子孫も上杉家に仕えることになった。定昌の嫡子、紀伊守氏昌の次男、弥五右工門親昌は現在の香坂家の初代である。親昌は幼年の時には景勝公の近習を勤めたが、慶長六年、景勝公米沢移封の時、浪人となり、山形の最上氏に仕えた。元和八年、最上氏が没落し

たので、その後、三河に行き、吉田城主水野準人正忠清に仕えた。寛永三年、定勝公上洛の時、水野忠清も在京し、親昌も感従していた。定勝公は親昌を深草御旅館に召され、懇命を賜ったので米沢にきて上杉家に仕えた。親昌は同年十一月二十四日新百石を与えられて侍組に召し入れられた。同四年加増百石、同十二年加増百石、總計三百石を賜った。正保二年九月十日定勝公逝去され、その翌十一日、親昌は平日の君恩を痛感して殉死した。この時の殉死者岩井左京、三俣隼人、香坂弥五右工門に対して生善院殿から百箇日までの法事料を賜わった。法名、独達院秋山宗菊居士、第二代、弥惣左工門綱昌は正保二年十一月家督し、秩三百石を賜わり侍組に召し入れられた。寛文四年半領の時、秩二百石となり、天和元年六月致仕した。香坂家は早くから伊東流早槍を世々伝え、綱昌は谷口五左工門始次より槍術の伝授を受けた達人である。第三代弥五右工門盛昌は寛文十二年十一月谷口次郎右工門直能から伊東流早槍免許をうけた槍の達人である。第六代弥五右工門仲昌は宝暦十二年八月家督し、天明七年十二月隠居した。この仲昌も綱昌以来数代伝えてきた槍術を多年修練し、門人数多を教授し、治憲公、治広公御代上覧槍を毎度勤めて賞賛をうけた。第八代至昌は文化五年三月福地村右工門政茂より徳義流馬術免許をうけ、同年五月家督した。文政六年十一月庭槍總頭取となり、天保十年九月隠居した。第九

代伝左工門蔵昌は天保十年九月家督した。嘉永元年七月庭槍總頭取となり、安政四年七月隠居した。第十代勘解由全昌後に弥総と改む。天保六年八月三日生まれ、安政四年七月家督相統した。安政六年九月齊憲公武衛上覧の時、槍術研精し門人の誘導よろしきをもって賞せられ槍看を賜わった。文久二年八月親につかえ孝行をしたので真綿二把を賜わった。同年九月武衛總頭取となり、同日槍術上達し、多数の門人をよく誘導したので賞金を賜わった。同三年齊憲公上洛のとき供奉を命ぜられ、同月出府し講武所師範駒井半五郎へ入門寄塾しその免許をうけた。元治二年正月満期となって帰国した。同月二十四日槍術試合總頭取を申付られ、同月庭槍頭取となり同年九月武衛上覧の時、新流槍術上達のため槍及び賞金を賜わった。再び江戸表へ出府し槍術研精すべき旨を達せられ、同月出府し駒井但馬守の門に入塾して修練し、その免許を受領して慶応二年九月帰国した。その免許状三巻、今も香坂家で保存している。同年八月藩命によって興譲館に入学したが同四年二月戦争諸国におき形勢切迫したので閉校となって家に帰った。同年四月奥取次兼手明組支配を命ぜられた。この時、会津藩主松平容保は既に朝敵といわれ国内に割拠した。九条殿は奥羽鎮撫のために仙台に発向された。上杉齊憲公は隣国のよしみある会津藩の宥されることを願うために仙台表の九条殿の本營に向うことになった時、全昌は槍隊頭として

隊員を引率して供奉した。同月帰国したが仙台においては各方面に会津藩の罪の宥されるように願った。そのために九条殿も願いをいれた。しかし、会津藩征伐の先鋒をわが藩に命ぜられた。わが藩論はそれをみな不可としたが、会津征伐の諸藩兵は会津国境に迫った。会津藩も度々わが藩に助勢を願ったので、遂に奥羽諸大名と連合して会津援助することになった。故に同年五月全昌も中条越前の手に属して隊下を率いて越後に出陣した。同月飯大隊頭となり、勇ましく戦ったので小姓頭下条外記が越後におもむき慰勞の藩主命を伝達した。同年八月新発田が同盟を裏切ったので奥羽軍は不利となった。わが藩は退いて国境を守った時、全昌は小国蓬生戸を守備した。わが藩降伏したので九月帰宅した。同月十七日昌寿院様傳役命ぜられた。明治二年正月、六の大隊頭に命ぜられ加増五十石を賜わった。同年三月、二の大隊頭に転任した。同三年兵隊組直の時、五の大隊頭となった。同年十月藩政改革の時、民事局権大属、十五番士族頭に任ぜられた。同四年正月五日士族番頭に転任した。同五年七月遷居した。同四年十月明神堂町家屋敷を売却し、塩野村字原口に家屋敷を購求しここに住んだ。明治六年六月二日塩徳小学校に勤務し、同月五日徳正学校に転動した。同年七月伝習校に入って普通小学校課卒業免状を受けた。同十年轟学校勤務となり、同十一年十月四日成島学校勤務となった。同十二年吉田学校勤務を命

ぜられ、同十四年一月二十七日楊基学校に転動し、同年十二月七日辭職した。同十五年八月四日東置賜郡川鍾村、小岩沢村戸長となり、同十七年七月同郡中小松村、下小松村、高豆蔵村、小松村、黒川村五村戸長に転動し、同十九年二月六日辭職した。辭職後は家庭に近郷の青年を集めて教育した。明治三十九年五月十七日没した。年七十二。東寺町（現、相生町）福泉寺に葬った。法号、報輪院殿中興全昌居士。第十一代昌英。万延元年六月二十一日生まる。明治十年興讓館を卒業して教員となり、明治二十五年七月から塩井小学校に勤務。明治三十四年四月から大正五年三月まで塩井小学校長として勤務した。校長の時は村当局を動かして新校舎建設や設備充實を図って教育の向上充実に力を注いだ。また高等科や補習学校設置にも熱意を注ぎ、その成績をあげて人材を社会に送り出した。青年団や婦人会の教育にも尽力して村づくりの基礎とした。退職の時は村民一同から惜まれ、今も村人から深く尊敬されている。第十二代忠美。明治十五年二月十五日に生まる。明治三十七年三月山形県師範学校卒業。卒業後は米沢市内の各小学校に勤務し、大正十一年から昭和九年まで北部、南部、西部の各小学校校長を歴任した。学識、人格共にすぐれた教育者であったが、昭和九年西部小学校校長在職中、病魔の冒すところとなって遂に不届の人となられた。昌英先生の三男は香坂要三郎先生で、明治二十九年十二月十六日原口

に生まれ、大正十一年東京帝国大学応用化学科卒業された。わが応用化学界権威の学者で工学博士である。現在、大阪大学名誉教授大阪市旭区に居住されている。忠美先生の嫡子昌志先生は昭和三年一月六日生れである。山形青年師範卒業後市内中学校に勤務し現在、米沢市立第五中学校教諭として勤務中である。先生は学校においては同僚から信頼され、生徒父兄からも極めて信望が厚い。家庭には敏子夫人、長女志げみ（山大教育学部在学中）、長男昌人（県立長井高等学校在学中）、次男昌樹（南部小学校在学中）の各氏があつて極めて良い円満な家庭である。

三、碑文について

香坂先生生碑

伊佐早謙謹撰並書

先生諱全昌字徳全、香坂氏。称弥総。高祖、親昌始仕上杉為侍組列藩臣。族世善槍法。先生本業教授子弟。安政六年九月藩公閔覽武伎、以術達教宜賜酒肴。文久二年八月、以事親厚賜絹二包。九月、為武術總頭取、以術益熟誘導拔群、賜金千疋。三年十二月、命從遊駒井但馬守、但馬守者幕府之師也。元治元年正月、得允可而還、為槍術總頭取賜金賞之。更命遊學一歲。慶応二年九月、為興讓館學生。明治元年四月、拔為興取次兼手明頭。方、是時有討会之詔。藩公与伊達氏、会于白石。將有所請。先生以槍隊頭從焉。五月、以飯大隊

頭、戰越後有功。建事乎、為昌寿夫人傳。二年正月、為大隊頭。四年七月、為士族藩頭。五年七月、致仕。是、概履歷也。致仕後、卜居西郊原口、活花洗竹蟬蛻功名、有暇則集徒、誦讀以自怡樂。郷里之輩德者幾數百人、謀將建碑、來請文余。嗚呼、余師事先生于興讓館、為二十年前事、而碌々無所成立、愧先生多矣、雖然二十年來不敢棄業、以至於今日。是其或不辱先生歟。所以不辭而記也。

明治二十一年九月六日

即ち、碑文は先生の実名は全昌、字は徳全、姓は香坂氏である。弥総（維新後に百官停止となり）と称した。先祖、香坂親昌始めて上杉氏に仕え、侍組として藩臣となった。香坂氏は代代槍術に達していた。先生の本業は子弟の教授であつた。安政六年九月、藩主が武術をご覧になられた時、その術上達し、教え方もよいので酒肴を賜わった。文久二年八月、親孝行として絹二包を賜わった。九月、藩の武術總頭取となり、わががますます熟達し、教え方もよいので金千疋を賜わった。三年十二月、藩命によって幕府の講武所師範役駒井但馬守（香坂氏系図には駒井半五郎とある）について学び、元治元年正月、免許を得て米沢に帰って槍術總頭取となり、賞金を賜わった。更に一年間、江戸の駒井但馬守の門に入つて修行した。慶応二年九月命ぜられて興讓館学生となった。明治元年二月諸国に戦いおこり形勢切迫したので興讓館は閉校

となつたので家に帰った。同年四月奥取次兼手明組頭に拔擢された。丁度、その時、会津征伐の詔がでた。藩主は伊達氏と共に白石に会合し、会津藩主の罪が許されるように願ひでようとした。その時先生は槍隊頭で藩公に従つた。奥羽諸藩連合して会津を救ふことになり、五月、先生は仮大隊頭として越後で所謂官軍と戦つて戦功をたてた。わが藩降伏、戦乱平定後は昌寿大夫人（齊定公継室）の傳役となつた。明治二年正月大隊頭となつた。同四年七月士族番頭（香坂氏系図は四年正月五日とあり）となる。同五年七月隠居した。これ先生の履歴の主要である。隠居後は西の郊外、原口に居住し活花や竹木の手入れなどして功名を離れて生活し、暇があれば生徒を集めて教育して自ら楽しんだ。郷里で教へ育てたものは数百人に及んでいる。それらの人が石碑建設を相談し、その碑文を自分に依頼してきた。自分は興譲館で先生から教へを受けたのは二十年前のこと、凡庸で成就しないで先生には及ぶものである。しかし二十年以来、業をすてずに今日に及んでいる。これは先生を辱しめないだろうか。辞退しないで記述するわけである。

明治二十一年九月六日

即ち碑文の大半は先生の履歴の主要、次に先生隠居後、原口で功名を離れて生活し、暇があれば子弟を集めての教育を第一の楽しみとした。その教へ子が先生の石碑を建設したい

として伊佐早先生に碑文の依頼をした。先生はかつて興譲館で全昌先生に教へられたが、その後、成就していないが学問を続けている。辞退せずに記述することにした。

石碑落成式の時の全昌先生の謝辭をみると、明治五年原口居住以来勤務の余暇に近地の父兄の依頼によつて子弟の教育を十数年続けた。その教へ子が中心となつて報恩のために石碑建設したこと、先生のご人格やお喜びの心情などがよく表現されていると思う。次にそれを記すことにする。

「誠意誠心なきの報酬は百万の金玉を以て榮とするに足らず五味の調進も以て飲とするに足らず。余や少しく思ふ所あり明治五年を以て居を当原口に占め近地父兄の請託に応じ子弟を教習すること十数年其間多少の休止ありと雖共近地の子弟余の教に係るも少しとせず。其中、今日既に壯丁家を成すあり。昨年共に相謀り碑を建て以て余の恩を表明せんとす。余之れを聞いて謂ひらく、夫れ碑は功大にして徳高く能く賞するに足るありて而して後建つべし。余や徒に子弟を教習する事あるのみ。亦功德あるなし。何ぞ、建碑の榮を受けるに足らんと百万之れを辭するも聽かれず。乃ち、他人に乞ふて辭せしめ、漸くにして其承諾を得心中の安き平日の如し。豈計らんや。今年再び此舉あり、百万術を尽して余の承諾を求められんとは諸せざるも止むべきの状あるに非ず。乃ち、慚耻忍んで之れを諾す。既に大金を贖し功を起し旬日にして之れを竣

べ、今日、即ち、落成式を行ひ余を招待せらる。嗚呼、余や不徳寡功前に已に述ぶる如し。慚耻禁せず。然りと雖共、子弟諸氏の誠意誠心以て此舉あり。何の榮、何の歛、物の能く比すべきあらんや。爾後、益々勉めて子弟を教導し、以て此の榮に報ひんとす。茲に聊か、之れを述べ謝辭となすと云爾

明治二十一年九月十六日

香坂弥惣

四、むすび

香坂先生生碑は先生が原口に住み近くの学校に勤務した時自宅で教えた門人たちが成人し、その人々が先生の存命中に建設した酬恩の石碑である。約九十年後の今なお毎年、香坂家の当主昌志先生を招待して碑前で祭事を行なっているということは他に殆んど例のないことと思う。それについて私は次のように思っている。(一)全昌先生は上杉家上級家臣の家に生まれ儒術並びに漢学にすぐれられ、また戊辰戦役に出陣し、仮大隊頭として勲功をたてられた。明治五年から原口に住み近くの小学校等に勤務し、自宅においても父兄の希望を入れて子弟を教育し、退職後も自宅で近郷の青年を教育した。この先生の学識とご人格に教化された人々の報恩感謝の心情が生碑となったものと思う。(二)先生の嫡子、昌英先生も学識人格共にすぐれた人で教職につき、塩井小学校に教員、校長として前後二十五年間勤務された。その間、学校教

育充実と成績向上に全力を傾注され、大いに成績をあげられ村づくりの人材を養成された功績が非常に大きいものがあつた。(三)全昌先生以来のご家族もみな人情味豊かな愛情あふれたお人柄で部落の人々を知らず知らず感化したものである。(四)原口の人人の人情の厚いこと、なお、原口の指導者中に、この生碑を青少年教化に役立てたいとの願ひをこめている人もあるように思われる。

以上、私の考察が当たらない点もあると思うので、大方のご批評をいただきたいと思ひます。この原稿を書くについて香坂昌志先生、井形朝良氏、小貫幸太郎氏、平田幸一氏から特別にご援助いただきましたので、ここに謝意を表します。

参考文献

香坂氏系図
塩井郷土誌